

【許可申請書及び添付書類一覧】

農地法第4条・第5条許可申請

「許可申請書」(2部) 及び添付書類(2部)を提出する。

証明書類は、原則として申請前3ヶ月以内のものとする。

※ただし、書類補正により審査が予定より遅れた場合、その他理由がある場合はこの限りではない

[添付の要否区分]

- ◎ すべての申請に原則として必ず添付
- 申請目的等によっては、原則として添付
- △ 特に必要な場合に添付

NO	書面の名称	備考	要否
1	農地法第4条の規定による許可申請書		◎
2	農地法第5条の規定による許可申請書		◎
3	土地の全部事項証明書 ※法務局(原本添付)		◎
4	戸籍附票または住民票(公簿の所有者住所が現住所と異なる場合) (写し可)		△
5	位置図(市役所等からの位置がわかること)		◎
6	付近状況図(住宅地図等)		◎
7	現況写真(周囲の状況も把握できるもの)		◎
8	公図(隣接地の地目及び所有者名、撮影位置を記入) ※法務局のものに限る(原本添付)		◎
9	事業計画書(一般事業者用)	様式第3号	○
10	資材置場等の事業計画書(資材置場用)	様式第4号	○
11	駐車場の利用計画書(駐車場用)	様式第5号	○
12	植林転用計画書(植林用)	様式第6号	○
13	被害防除計画書	様式第7号	◎
14	土地利用計画図(配置図)		◎
15	建物等施設の平面図 ※間取り図等		◎
16	造成計画縦横断面図		△
17	資金証明書 ※融資証明・残高証明等 (※事業費が個人800万円、法人1300万円未満の場合は通帳のコピーで可)		◎
18	法人の全部事項証明書(法人申請の場合)(転用者が法人の場合は要原本。)(土地所有者の場合は写し可・原本証明不要)		○
19	定款、寄附行為等(法人申請の場合)(法人による原本証明)		○
20	役員会議事録、団体の決議機関の議事録(原本証明不要)		△
21	他法令許可申請書(写し)又は他法令の許認可等の手続きの進捗状況を説明した書面(他法令の許認可が必要な場合 例・・・開発許可等)		○
22	土地改良区の意見書(土地改良区内の転用の場合)		○
23	水利権者、漁業権者の同意書		△

NO	書面の名称	備考	要否
24	共有者の同意書(共有地の場合で連名申請の場合を除く)		○
25	所有権者の同意書(所有権以外の権限に基づく転用の場合)		○
26	農地法第18条第6項による合意解約通知書(写し)又は、耕作者等の同意書(申請農地に耕作者等が存在する場合)		○
27	隣接農地の所有者及び耕作者の同意書(農業委員会が特に必要と認めた場合)		△
28	委任状(代理申請等の場合)	参考様式第4号	○
29	相続関係説明図(相続未登記の場合)		○
30	戸籍謄本等(相続未登記の場合、制限行為能力者の申請)(写し可・原本証明不要)		○
31	確定判決書の謄本等(単独申請の場合)(写し可・原本証明不要)		○
32-1	農地復元計画書(農地造成目的以外の一時転用の場合)	様式第8-1号	○
32-2	農地改良計画書(農地造成目的の一時転用の場合)	様式第8-3号	○
33	市町村長の意見書(農用地区域内の一時転用の場合)		○
34	代替地検討資料(第3種農地等、法令等で代替地検討が不要と規定されている場合は添付不要)	参考様式第1号	○
35	仮換地指定通知書及び土地区画整理事業者の同意書(区画整理施行区域内における仮換地時点での転用)		○
36	異種目換地事前指定地としての指定通知書(写し)及び一時利用地指定通知書(写し)(土地改良法に基づく非農用地区域内農地等の換地処分前の転用の場合)		○
37	換地計画についての確約書及び用途適合証明書(土地改良法に基づく非農用地区域内農地等の換地処分前の転用の場合)		○
38	創設換地計画適合証明書(土地改良法に基づく非農用地区域内農地等の換地処分前の転用の場合)		○
39	宅地建物取引業免許証(写し)(建売住宅、宅地分譲の場合)		○
40	土地使用に関する承諾書、売買等の契約書(写し)又はその見込みについての説明書(非農地を併用する場合)		○
41	総会の議事録(法人格のない団体の代表者が申請する場合)(写し・原本証明不要)		○
42	実測図等(登記簿の面積が著しく事実と相違する場合等)		△
43	再生可能エネルギー発電施設関係(太陽光・風力発電等)	設備認定通知の写し、事業計画認定に係る添付書類、電力会社との接続関係書類	○
44	法第3条許可後の転用申請理由書(農業委員会が特に必要と認めた場合)		△
45	住宅用地への転用に係る面積超過理由書	一般住宅で500㎡を越える場合	△
46	顛末書等(違反転用案件に係る追認許可申請を行なう場合等)(要資金証明が発生しない旨の記載)	追認案件の場合	○
47	その他参考となるべき書類		△
48	登記情報通知(併用地として非農地が有る場合、非農地の所有者が確認できるもの)	併用地として非農地がある場合	○
49	農地転用許可申請に係る申告書	1部提出	◎